貨物自動車運送約款

申書貨物第〇〇五号　認可年月日平成三十一年三月二十七日

目次

第一章　総則
第二章　運送業務等（第二条・第三条）
第三章　運送の引受け（第四条―第十五条）
第四章　運賃、料金及び立替金（第十六条―第二十四条）
第五章　荷造り及び荷扱い（第二十五条・第二十六条）
第六章　荷送人の責任（第二十七条―第二十九条）
第七章　荷受人の責任（第三十条―第三十二条）
第八章　運賃及び料金の支払（第三十三条―第三十七条）
第九章　運送の中止及び変更（第三十八条―第四十一条）
第十章　荷渡し（第四十二条―第四十六条）
第十一章　損害賠償（第四十七条―第五十一条）
第十二章　雑則（第五十二条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（この約款の適用）

第一条　当店が、貨物の運送を引き受けるときは、この約款によります。

（この約款の種類及び性質の確認）

第二条　当店は、貨物の種類及び性質の確認のため必要があるときは、その貨物の種類及び性質を通知するように荷送人に求めることがあります。

2　当店が、前項の場合において、貨物の種類及び性質について荷送人から通知がないとき、又は通知が不十分であるときは、その貨物を引き受けないことがあります。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の種類及び性質について荷送人から通知がないとき、又は通知が不十分であっても、その貨物に関する知識を有しているときは、その貨物を引き受けることがあります。

（運送の範囲）

第三条　当店の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）は、この約款により、当店がその運送を引き受けることにより成立します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の約款を定めて運送を引き受けることがあります。

3　荷送人は、当店が前項の規定による特別の約款を定めたときは、その約款の適用を受けることを承諾しなければなりません。

第二章　運送業務等

（運送業務）

第四条　当店は、次の業務を行います。

一　貨物の運送

二　前号の運送に付帯する荷造り、荷扱い、荷渡し、保管その他の業務

（運送の順序）

第五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物の運送を行う場合その他当該運送を行うことがやむを得ないと認められる場合は、この限りでありません。

第三章　運送の引受け

（引受けの拒否）

第六条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けをしないことがあります。

一　運送を申込んだ者が、この約款を遵守しないとき。

二　運送契約の申込みの内容が不正確であるとき。

三　申込みの内容が不明確であるとき。

四　当該運送に関し、申込者が公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしようとするおそれがあると認められるとき。

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

六　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア　法律第77条第1項の規定による届出等に関する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　暴力団員が事実上その運営を支配する法人その他の団体

ウ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。

エ　当店において暴力団の威力を利用し、又は暴力団に協力し、若しくは関与する目的をもって運送の申込みをしたと認められるとき。

オ　当店において暴力団の威力を利用していると認められるとき。

カ　法人その他の団体又は個人であって、暴力団員がその経営に実質的に関与しているとき。

キ　その他前各号に準ずるとき。

（運送の申込み）

第七条　荷送人は、次の事項を記載した運送の申込書を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により当店の承諾を得た場合は、この限りでありません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類

二　集荷先及び配達先

三　集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他の建物複数棟があるときは、その名称及び棟番号を含む。）

四　運賃、料金（第三十二条に規定する特優時間帯、第六十条第1項に規定する立替金及び第六十一条第1項に規定する保険料をいう。）及び代金引換金額（第六十条第1項に規定する代金引換金額をいう。）

五　荷送人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

七　その他必要な事項

2　荷送人は、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供するときは、当店が定めるところにより、送り状を交付したものとみなします。この場合において、荷送人は、送り状を交付したものとして当店が定めるところにより当該送り状に記載すべき事項を当店に提供しなければなりません。

3　荷送人は、当店が第1項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（送り状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業としてする場合を除く。第11条第1項において同じ。）が荷送人であるときは、この限りでありません。

一　この約款の名称及び第7条第1項に規定する事項

二　荷送人の住所又は居所及び電話番号

三　荷受人の住所又は居所及び電話番号

四　荷送人又は荷受人が法人であるときは、その代表者の氏名

五　運賃、料金及び代金引換金額

六　荷送人又は荷受人が運賃、料金又は代金引換金額の支払を当店に委託するときは、その旨

七　荷送人又は荷受人が保険価額を通知するときは、その旨及び保険価額

八　荷送人又は荷受人が第三十条第1項の規定による指定をするときは、その旨及び指定の内容

九　荷送人又は荷受人が第三十一条第1項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十　荷送人又は荷受人が第三十二条第1項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第2項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第3項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第4項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第5項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第6項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第7項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第8項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第9項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第10項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十　荷送人又は荷受人が第三十二条第11項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第12項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第13項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第14項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第15項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第16項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第17項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第18項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第19項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第20項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十　荷送人又は荷受人が第三十二条第21項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第22項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第23項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第24項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第25項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第26項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第27項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第28項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第29項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第30項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十　荷送人又は荷受人が第三十二条第31項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第32項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第33項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第34項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第35項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第36項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第37項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第38項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第39項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

四十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第40項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十　荷送人又は荷受人が第三十二条第41項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第42項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第43項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第44項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第45項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第46項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第47項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第48項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第49項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

五十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第50項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十　荷送人又は荷受人が第三十二条第51項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第52項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第53項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第54項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第55項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第56項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第57項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第58項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第59項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

六十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第60項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十　荷送人又は荷受人が第三十二条第61項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第62項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第63項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第64項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第65項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第66項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第67項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第68項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第69項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

七十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第70項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十　荷送人又は荷受人が第三十二条第71項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第72項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第73項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第74項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第75項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第76項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第77項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第78項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第79項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

八十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第80項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十　荷送人又は荷受人が第三十二条第81項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第82項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第83項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第84項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第85項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第86項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第87項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第88項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第89項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

九十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第90項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百　荷送人又は荷受人が第三十二条第91項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百一　荷送人又は荷受人が第三十二条第92項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二　荷送人又は荷受人が第三十二条第93項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三　荷送人又は荷受人が第三十二条第94項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四　荷送人又は荷受人が第三十二条第95項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五　荷送人又は荷受人が第三十二条第96項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六　荷送人又は荷受人が第三十二条第97項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七　荷送人又は荷受人が第三十二条第98項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八　荷送人又は荷受人が第三十二条第99項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九　荷送人又は荷受人が第三十二条第100項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十　荷送人又は荷受人が第三十二条第101項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第102項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第103項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第104項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第105項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第106項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第107項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第108項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第109項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第110項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十　荷送人又は荷受人が第三十二条第111項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第112項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第113項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第114項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第115項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第116項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第117項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第118項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第119項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百二十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第120項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十　荷送人又は荷受人が第三十二条第121項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第122項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第123項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第124項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第125項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第126項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第127項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第128項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第129項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百三十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第130項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十　荷送人又は荷受人が第三十二条第131項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第132項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第133項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第134項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第135項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第136項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第137項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第138項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第139項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百四十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第140項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十　荷送人又は荷受人が第三十二条第141項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第142項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第143項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第144項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第145項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第146項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第147項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第148項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第149項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百五十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第150項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十　荷送人又は荷受人が第三十二条第151項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第152項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第153項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第154項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第155項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第156項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第157項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第158項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第159項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百六十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第160項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十　荷送人又は荷受人が第三十二条第161項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第162項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第163項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第164項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第165項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第166項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第167項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第168項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第169項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百七十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第170項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十　荷送人又は荷受人が第三十二条第171項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第172項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第173項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第174項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第175項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第176項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第177項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第178項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第179項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百八十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第180項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十　荷送人又は荷受人が第三十二条第181項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第182項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第183項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第184項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第185項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第186項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第187項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第188項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第189項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

百九十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第190項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百　荷送人又は荷受人が第三十二条第191項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百一　荷送人又は荷受人が第三十二条第192項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二　荷送人又は荷受人が第三十二条第193項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三　荷送人又は荷受人が第三十二条第194項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四　荷送人又は荷受人が第三十二条第195項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五　荷送人又は荷受人が第三十二条第196項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六　荷送人又は荷受人が第三十二条第197項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七　荷送人又は荷受人が第三十二条第198項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八　荷送人又は荷受人が第三十二条第199項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九　荷送人又は荷受人が第三十二条第200項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十　荷送人又は荷受人が第三十二条第201項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第202項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第203項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第204項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第205項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第206項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第207項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第208項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第209項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第210項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十　荷送人又は荷受人が第三十二条第211項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第212項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第213項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第214項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第215項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第216項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第217項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第218項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第219項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百二十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第220項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十　荷送人又は荷受人が第三十二条第221項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第222項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第223項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第224項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第225項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第226項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第227項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第228項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第229項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百三十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第230項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十　荷送人又は荷受人が第三十二条第231項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第232項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第233項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第234項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第235項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第236項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第237項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第238項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第239項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百四十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第240項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十　荷送人又は荷受人が第三十二条第241項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第242項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第243項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第244項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第245項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第246項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第247項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第248項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第249項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百五十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第250項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十　荷送人又は荷受人が第三十二条第251項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第252項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第253項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第254項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第255項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第256項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第257項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第258項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第259項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百六十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第260項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十　荷送人又は荷受人が第三十二条第261項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第262項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第263項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第264項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第265項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第266項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第267項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第268項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第269項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百七十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第270項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十　荷送人又は荷受人が第三十二条第271項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第272項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第273項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第274項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第275項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第276項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第277項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第278項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第279項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百八十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第280項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十　荷送人又は荷受人が第三十二条第281項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十一　荷送人又は荷受人が第三十二条第282項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十二　荷送人又は荷受人が第三十二条第283項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十三　荷送人又は荷受人が第三十二条第284項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十四　荷送人又は荷受人が第三十二条第285項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十五　荷送人又は荷受人が第三十二条第286項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十六　荷送人又は荷受人が第三十二条第287項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十七　荷送人又は荷受人が第三十二条第288項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十八　荷送人又は荷受人が第三十二条第289項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

二百九十九　荷送人又は荷受人が第三十二条第290項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百　荷送人又は荷受人が第三十二条第291項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百一　荷送人又は荷受人が第三十二条第292項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百二　荷送人又は荷受人が第三十二条第293項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百三　荷送人又は荷受人が第三十二条第294項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百四　荷送人又は荷受人が第三十二条第295項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百五　荷送人又は荷受人が第三十二条第296項の規定による申出をするときは、その旨及び申出の内容

三百六　荷送人又は荷受人が第三十二条第297項の規定による申出をするとき